### (2)機構専門医資格取得後、休止申請を行わず機構専門医資格を喪失し再認定を受ける方

更新日: 2025 年 6 月 2 日

機構専門医認定後、休止期間を取得せずに機構専門医資格を喪失した場合の再認定申請となります。

### <申請対象者>

「認定申請制度に関する Q&A」(P.11)に記載された「A」の方

A:機構専門医認定後、休止申請を行わず機構専門医資格を喪失し4年以内の者

再認定申請の要件は以下の別表(2)の通りです。

資格喪失後の経過年数によって要件が異なります。

# 別表(2)

喪失後年数	再認定審査に必要な単位要件・試験の有無	従事要件
資格喪失 後 2 年以 内	〈単位実績〉 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月 31日までに、機構専門医更新の50単位に加え、 資格喪失後1年につき共通講習1単位、 かつ麻酔科領域講習4単位の追加実績 ※2026年度以降に申請を行う場合は、共通講習は必修 講習B(5単位)が追加で必要です。 〈試験の受験〉 なし	継続して単一施設週 3 日以上の 麻酔科関連業務従事(通算 4 年以上) かつ
資格喪失後 3~4 年目	〈単位実績〉 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月 31日までに、機構専門医更新の50単位に加え、 資格喪失後1年につき共通講習1単位、 かつ麻酔科領域講習4単位の追加実績 および資格喪失後、日本麻酔科学会年次学術集会1回の参加の追加実績 ※2026年度以降に申請を行う場合は、共通講習は必修 講習B(5単位)が追加で必要です。 〈試験の受験〉 専門医試験(口頭試験、実技試験)の合格	継続して単一施設週 3 日以上の 麻酔科関連業務従事(通算 4 年以上) かつ 申請する年の 4 月 1 日から申請する年の 6 月 30 日までに発行された、

## ※機構専門医資格喪失後5年目以降の申請について

喪失後年数	申請
資格喪失後 5~10 年目	機構専門医新規での申請となります。以下のリンク先をご確認ください。 ②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について(PDF) <リンク>
資格喪失後 11 年目以降	審査会による審議

### く提出書類>

1)麻酔科専門医再認定申請 提出必要書類送付書

2)職務経歴書:認定を受けた前年度 4 月 1 日より申請する年の 3 月 31 日まで

3)麻酔経歴書:認定を受けた前年度4月1日より申請する年の3月31日まで

4) 臨床実績報告書: 認定を受けた前年度 4月1日より申請する年の3月31日まで

5)在籍証明書: 勤務する施設が発行した単一施設週3日以上の在籍を証明する書類(※書式は任意ですが、下記必要事項の記載が必要です)

試験がない場合:申請年の8月1日から10月31日の間に発行された在籍証明書を提出

試験がある場合:申請年の4月1日から6月30日の間に発行された在籍証明書を提出

#### <必要事項>

- •発行日
- ・発行施設・機関名称と代表者の署名(ゴム印可)と施設・機関の公印
- •在籍期間と週間勤務日数
- ・申請者氏名<申請時に非従事期間(産休(育休)等)がある場合>

上記の在籍証明書に追加して「休職期間」と「休職理由」が記載されていることが必要です。

在籍証明書サンプル(PDF)

6)各種実績目録:申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日まで(別表(2)の単位要件を満たすこと)

ご自身で Web 登録した単位は、証明書類(抄録コピー、論文コピー、受講証明書等)の提出が必要です。

#### 下記必要に応じて

7)研究証明書類: (研究を行っている場合)

·在籍証明書(研究期間中の在籍証明書)

留学後、もしくは最新の日付で発行されたもので、留学期間と先生の氏名が明記されており、施設長またはラボ責任者の署名があるもの

•研究内容証明書(日本語版)[2018 年 11 月 20 日追加·2025 年 2 月 5 日更新](Word) 研究内容証明書(英語版)[2025 年 2 月 5 日追加](Word)

・研究業績(論文コピー) 未発表の場合は、発表予定を研究内容証明書にその旨ご記入ください

- 8) 理由書:(休職期間がある場合、単一施設週3日以上の麻酔関連業務の従事がない等の場合に提出)
  - ・理由書サンプル(PDF)